

「DV防止法」の主な改正点

	改正前	改正後
暴力の範囲 (第1条)	身体に対する暴力。	身体に対する暴力の他、心身に有害な影響を及ぼす言動が「暴力」に含まれるようになり、「暴力」の定義が拡大されます。 ただし、保護命令に関する規定及び配偶者支援センター又は警察官に通報する場合は、身体に対する暴力のみを対象とします。
配偶者の範囲 (第1条)	婚姻の届けをしている者、又事実婚も含む。	婚姻の届けをしている者や事実婚の他、離婚後に引き続き元配偶者から暴力を受けている場合、「配偶者」には元配偶者も含まれるようになり、「配偶者」の定義が拡大されます。
国及び地方公共団体の責務 (第2条)	配偶者からの暴力の防止、被害者の保護。	配偶者からの暴力の防止、被害者の自立を支援することを含めた適切な保護を図ることが責務となります。
配偶者支援センター (第3条)	都道府県は、適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすものとする。	都道府県の他、市町村においても、適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことができるようになります。
配偶者支援センターの業務 (第3条)	被害者が自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助を行う。	被害者の自立支援のための具体的な援助が明確になります。 (就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供等)
警察本部長等の援助 (第8条の2)	—	被害者から被害を自ら防止するための援助を受けたいとの申出があった場合に、都道府県警察本部長等は必要な援助を行うことが、新たに明記されます。
福祉事務所による自立支援 (第8条の3)	—	福祉事務所は被害者の自立支援に必要な措置をとることが、新たに明記されます。
保護命令 (第10条)	—	被害者が、配偶者から身体に関する暴力を受けた後に離婚し、元配偶者から引き続き身体に対する暴力を受けている場合について、裁判所が、元配偶者に対し保護命令を発令できるようになります。
保護命令 (接近禁止命令) (第10条)	—	裁判所が、被害者の申立てにより一定の要件下で、同居する被害者の子への接近禁止命令を発令できるようになります。
保護命令 (退去命令) (第10条)	退去命令が発令されたら、2週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること。	退去命令の期間が、従来の2週間から2ヶ月間に拡大されます。さらに、被害者と共に生活の本拠としている住居付近のはいかい禁止も追加されます。
保護命令の再度の申立て (第18条)	保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては、接近禁止命令については限り、することができる。退去命令についてはすることはできない。	接近禁止命令だけでなく、一定の要件の下で退去命令についても、保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立てができるようになります。
保護命令の再度の申立て(申立書) (第18条)	再度の申立てをする場合に、申立書には、更なる生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足る事情に関する申立人の供述を記載した公証人面前宣言書を添付する。	再度の申立てをする場合、配偶者暴力相談センター又は警察職員に対し相談等を求めたという事実に係る所定の事項が申立書に記載されている場合、公証人面前宣誓供述書は不要になります。
職務関係者による配慮等 (第23条)	関係者はその職務にあたり、被害者の人権尊重に十分配慮する。	被害者の国籍や障害の有無等を問わず、被害者の人権尊重に十分配慮することが明記されます。

ドメスティック・バイオレンス

DV防止法

(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」)

が改正されます

「配偶者からの暴力」は、犯罪であるにもかかわらず家庭内で行われるため潜在化しやすい、これまで被害者の救済が十分に行われていませんでした。「配偶者からの暴力」を防止し、被害者を保護する体制を整備するために制定されたのが「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆるDV防止法です。平成十三年四月の制定から三年経過した今年六月、DV防止法が一部改正され、十二月二日から施行されますが、改正の内容について、一部紹介します。

「DV防止法」に出てくる主な用語の説明

配偶者暴力相談支援センター

被害者に対する相談、援助、被害者支援に関する情報提供及び一時保護等の業務を行う機関で、本県では沖縄県女性相談所がその機能を果たしています。

平成16年12月2日から市町村でも、当該市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことができますようになります。

退去命令

保護命令の一つで、住居を同じくする加害者を当該住居から退去させる命令です。退去命令の期間は、平成16年12月1日までは2週間、平成16年12月2日からは2か月間に拡大されます。

接近禁止命令

保護命令の一つで、加害者によるつきまといや住居・職場近くをはいかいすることを禁止する命令です。期間は6か月間です。



保護命令

配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者の申立てに基づき、加害者に対して発する命令のことです。保護命令には、接近禁止命令と退去命令があります。

「暴力」とは

この法律において、「配偶者からの暴力」の「暴力」とは、法改正前は「身体に対する暴力」を示していましたが、改正後は「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」をいいます。なお、保護命令に関する規定及び警察本部長等の援助に関する規定等については、身体に対する暴力のみです。

「配偶者」とは

この法律において、「配偶者」とは婚姻の届出をしている者のほか、事実婚(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者)も含まれます。法改正後は、離婚後引き続き元配偶者から暴力を受けている時は、元配偶者も含まれます。

「DV防止法」における 被害者の支援策と関係機関図

☆一人で悩まずに相談しましょう。

相談機関一覧

〃 沖縄県女性相談所 配偶者暴力相談 支援センター	電話 098-854-1172 (月～金) 午前8時半から午後5時まで (土・日・祝) 午前10時から午後5時まで ※年末年始は休み
〃 沖縄県警察本部 「警察安全相談」	電話 098-863-9110 #9110 年中無休 24時間受付
〃 沖縄県 女性総合センター 「ていいる相談室」	電話 098-868-4010 (火～土) 午前10時から午後5時まで ※日・月と年末年始は休み
〃 なは女性センター 「ダイヤルうない」	電話 098-861-7515 (火～土) 午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで ※日・祝祭日と年末年始は休み
〃 那覇地方法務局 「女性の人格 ホットライン」	電話 098-853-1102 年中無休 午後8時半から午後5時まで ※時間外は留守番電話で対応

緊急時には110番へ

●お問い合わせ
 県男女共同参画室
 TEL: 098-866-2010
 FAX: 098-866-2014

